

2024年7月31日

株式会社岩手銀行

「2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立の受付停止」について

株式会社岩手銀行（頭取 岩山 徹）は、政府・金融界・産業界が連携して進めております「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として、下記の対応を実施いたします。

今後もお客さまに満足いただけるような、サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施背景

(1) 2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」では、「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を目標に掲げております。

(2) こうした背景を踏まえ、当行では「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立の受付を停止いたします。

2. 実施内容

2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立の受付停止

(1) 2027年4月以降を期日とする手形等について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手を含みます）。

(2) 該当の手形等をお持ちのお客さまは、**2024年8月30日（金）まで**にお取引店にお持ち込みください。

3. 実施日

2024年9月2日（月）

4. 手形・小切手等の代替サービスのご利用のすすめ

- (1) 当行では、手形・小切手に代わる決済方法として電子記録債権（でんさい）またはインターネットバンキング等による振込をおすすめしております。
- (2) 手形・小切手の発行や管理をオンライン上で行うことで、現物紛失リスクの低減に加え、押印・発送・保管にかかる事務負担軽減や印紙税等のコスト削減など、支払側と受取側双方に様々なメリットがございますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

事務統括部 吉田・上田

電話：019-623-1111（代表）